

令和6年3月30日
武蔵野稲門会 会長 諸江 昭雄

武蔵野稲門会会則 14 条（会費）について

令和6年3月30日（土）の武蔵野稲門会臨時総会に於ける承認に基づき、会則14条（会費）を下記のとおり改訂し、令和6年4月1日より施行する。

[改訂趣旨]

会員親睦・地域貢献・母校支援をいっそう充実させるために、会報増ページや新会員歓迎会・町内懇親会などにより武蔵野稲門会の活動がさらに飛躍できるよう、会則14条（会費）を改定する。

[改定内容]

改訂後：

第14条 本会は会員からの年会費によって運営されます。年会費の増減額については幹事会で起案し、総会にて決定します。

2. 本会の年会費は3,000円とし、当該年度の開始後6か月以内に支払うこととします。

改訂前：

第14条 本会は会員からの年会費によって運営されます。年会費の増減額については幹事会で起案し、総会にて決定します。

2. 本会の年会費は2,000円とし、当該年度の開始後6か月以内に支払うこととします。

以上